

事業協同組合に係る建設工事入札資格審査の審査項目 の算定方法に関する特例要領

(平成2年9月17日監－991)

第1 目 的

この要領は、県の発注する建設工事について事業協同組合の入札参加資格を定める場合の審査項目の算定方法に関し、特例を設けることを目的とする。

第2 定 義

この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号のすべてに該当する者のうちから当該組合の希望工事種別（秋田県入札制度実施要綱（昭和62年5月1日、以下「実施要綱」という。）第2条別表1に規定する工種をいう。）ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は、5を超えてはならないものとする

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事または、当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 当該希望工事種別に関し、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていること。

第3 審査項目の算定方法に関する特例

組合の各審査項目の算定方法に関する特例は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 実施要綱第3条第1項(1)(イ)の工事種類別年間平約完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平約完成工事高の和とする。
- (2) 実施要綱第3条第1項(1)(イ)の自己資本額及び職員数は、当該組合及び各職員数のそれぞれの和とする。
- (3) 実施要綱第3条第1項(1)(ロ)の経営状況は、当該組合及び各審査対象者の経営状況

分析の評点の平均値とする。

- (4) 実施要綱第3条第1項(1)(ハ)の技術職員数は、当該組合及び各審査対象者の技術職員の和とする。
- (5) 実施要綱第3条第1項(1)(ニ)その他の審査項目は当該組合及び審査対象者の経営事項審査結果のうち、その他(社会性)の評点の平均値とする。
- (6) 実施要綱第3条第1項(2)(イ)の有資格技術者の保有状況は当該組合及び審査対象者のそれぞれの項目の最大値とする。
- (7) 実施要綱第3条第1項(2)(ロ)の施工実績、(ハ)の自己資本額及び(ニ)の工事成績は当該組合及び各審査対象者の平均値とする。
- (8) 実施要綱第3条第1項(2)(ホ)のから(ト)までの審査項目については、当該組合及び各審査対象者全員について審査する。

第4 特例の適用

第3の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申し出は、組合の建設工事入札参加資格申請書にその旨を記載し、かつ次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 組合の役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 審査対象者の住所、商号又は名称及び代表者氏名
- (4) 審査対象者が建設業許可を受けていることを証する書面の写し
- (5) 審査対象者の経営事項審査申請書の写し
- (6) 官公需適格組合であることを証する書面の写し

第5 変更の届出等

第4の規定の適用を受けて建設業者等級格付名簿に登載された組合は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 官公需適格組合である証明を取り消されたとき。

(2) 審査対象者が第2第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 第4第2項第3号に掲げる事項に変更があったとき。

- 2 組合から前項第1号及び第2号に該当することとなった旨の届出があった場合において必要があると認められるときは、知事は建設業者等級格付名簿に登載された格付を変更または取り消すものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 事業協同組合に係る経営事項審査の総合数値の算定方法に関する特例要領（昭和55年1月1日）は廃止する。

附 則（平成5年3月30日監－1954 一部改正）

この要領は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日監－1715 一部改正）

この要領は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成16年4月5日建管－63 一部改正）

この要領は、平成16年4月5日から施行する。